

東日本大震災 ～ 医療保険制度における対応 ～

1 被保険者証なしでの受診・一部負担金等の免除

- ・ 6月末日までは、氏名、生年月日等を申し出ることによって医療機関を受診することが可能。（7月1日からは被保険者証が必要になります）
- ・ 住宅の全半壊、主たる生計維持者の死亡又は行方不明、原発の事故に伴う政府の避難指示・計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方などは、被災地以外の市町村に転入した場合を含めて、医療機関に一部負担金や入院時食事療養費、生活療養費等の自己負担を支払わずに受診することが可能。（6月末日までは、口頭で申し立てるだけで、一部負担金等を支払わずに受診することができます。7月1日からは、原則として、医療保険の各保険者が発行する一部負担金等の免除証明書が必要になります）

2 医療機関への配慮

- ・ 医療機関は、徴収猶予した一部負担金等を含め診療に要する費用の全額（10割）を審査支払機関に請求。
- ・ 医療機関が、被災により診療録を滅失した場合などには、概算による請求が可能。（3月及び4月診療分）
- ・ 審査支払機関へ費用を支払うことのできない保険者については、審査支払機関が当該費用を立替払い。
- ・ 立替払いのために借入が必要な審査支払機関に対する支援を実施。

3 保険者への財政支援

- ・ 一部負担金等の免除を行った保険者への財政措置を実施。

4 保険料の免除、猶予等

- ・ 保険者の判断により保険料の減免、徴収猶予及び納期限の延長を実施。
- ・ 保険料の減免を行った保険者への財政措置を実施。